

【申込みに当たってのお願い】

近年、受講者だけでなく受講者が所属する事業所の職員が以下の内容をよく理解せずに受講したために、職場実習中にチームの協力が得られず課題提出が遅延するなどの事案が度々発生しています。

管理者におかれましては、受講者本人はもとより、職場（特に受講者のチーム）の上司、スタッフにも、以下に該当する場合は、受講を打ち切ることがあることについて周知していただいた上で、本研修をお申込みいただきますようお願いいたします。

① 欠席、遅刻、早退、無断離席などがあった場合

ただし、感染症発症等による欠席、交通トラブルによる10分以上の遅刻（いずれも事前連絡が必要）などやむを得ないと研修実施主体が認めた場合を除きます。

② 提出期限や記載方法など講師の指示に従わない場合

③ 職場のチームの協力が得られないなど、職場実習で取り組んだ提出課題が不十分だった場合

個人ごとの受講となっておりますが、研修カリキュラム内の職場実習に当たっては、受講者が掲げた課題を職場のチーム全員が共有し取り組んでいただきます。チームで取り組んだことを確認する方法として、本研修では受講者及び職場のチーム全員が、通常の勤務で作成する介護記録とは別に、受講者が掲げた課題への取組状況や施設等利用者の反応などを所定の用紙に手書きで記載していただきますので、職場全体の理解が必要です。

④ 講師、他の受講者等への迷惑行為、不適切な言動があった場合

⑤ 受講対象者の要件を満たさないことが判明、又は満たさなくなった場合

打ち切りの場合、受講料の返金、受講振替及び途中からの再受講等の対応は一切いたしませんので、御承知おください。

なお、上記打ち切りのうち、やむを得ないと認めた場合は、原則として受講料を一部返金します。

御了承いただけましたら、管理者の方は受講申込書の所定の欄に確認済みのチェックを御記入ください。

1 研修目的

認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことを支援できる実践的な認知症介護の知識と技術を身につけ、その具体的な実践を展開できる、介護現場における中核的な役割を担う認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 研修実施主体

公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟

3 研修対象者

次の要件を全て満たす者とします。

- ① 市内の介護保険施設・事業所に従事する介護職員等
- ② 認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者
- ③ 身体的介護に関する基本的知識・技術を習得している者であって、介護保険施設・事業所等において介護実務におおむね2年以上従事した経験を有している者
- ④ 研修を継続して全日程を受講することができ、自施設にて日常業務を行いながら設定した課題に最低4週間取り組み、研修修了後に学んだことを実践できる者

4 研修内容

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）の別紙1の(2)認知症介護実践研修 標準カリキュラム アの実践者研修の必修科目を中心に実施します。なお、今年度は、令和8年3月31日厚生労働省が経過措置を認めた改正前のカリキュラムで行います（講義・演習及び自施設実習（原則4週間）等があります。）。

カリキュラムの詳細については、受講決定通知に合わせて御案内します。

5 受講手続き

(1) 受講申込

次の必要書類を所属する事業所等の代表者を通じて、下記期日までに広島市健康福祉局地域包括ケア推進課宛てにメールで送付してください。

※1 申込みは原則として1事業所1名とします。

※2 必ず事業所を通じてお申込みください。

【必要書類】

- ① 令和8年度第3回認知症介護実践者研修受講申込書

※メールアドレスは、必ず職場のアドレスを記入してください。個人のメールアドレスの場合は、受講継続ができません。（作成されたレポートの提出や、それに対する指導者指示書の受領に使用するとともに、各管理者に受講状況を把握していただくため）

- ② 研修申込に係る確認書
- ③ 認知症実践者研修 事前受講者評価票【管理者用】
- ④ 認知症実践者研修 事前自己評価票【受講者用】

【申込期限】

令和8年9月25日（金）

(2) 受講者の決定

提出された必要書類をもとに受講者を決定します。なお、受講希望者が予定人数を超えた場合は、受講できないことがありますので、予め御了承ください。

- (3) 受講者の決定通知
令和8年10月中旬に、各事業所宛てに受講可否について通知します。

6 研修日程及び会場等

- (1) 日程：令和8年11月18日（水）、11月19日（木）
12月15日（火）、12月16日（水）、令和9年2月5日（金）
(2) 場所：広島市総合福祉センター
（広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま5階ホール）
(3) 定員：60名程度

7 受講料

- 30,000円（教材費、1日目の昼食弁当料金含む。）
【支払方法】口座振込（振込口座は決定通知で御案内します。）
※ 振込手数料は各事業所にて御負担ください。

8 個人情報の取扱い

必要書類にある研修受講者等に関する個人情報は、広島市及びこの研修を実施する公益社団法人広島市老人福祉施設連盟が厳重に保管し、認知症介護実践研修実施に関するもののみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

9 研修の修了

- (1) 研修の全てのカリキュラムを修了した者に対し、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟会長より修了証書を交付します。
(2) この研修の修了証書は、広島市が交付する修了証書と同等であるとみなされます。

10 修了者の登録

広島市及び公益社団法人広島市老人福祉施設連盟は、研修修了者について、認知症介護実践者研修修了者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理します。

11 その他

申込みに当たっては、必要書類に不備（記入漏れ、記入間違い等）のないよう御注意ください。提出書類に不備がある場合は、申込みを無効とします。また、申込み後の書類内容の確認は一切応じません。